

令和5年度雲南省青少年訪問団受入業務委託 仕様書

1 業務名称

令和5年度雲南省青少年訪問団受入業務委託

2 目的

雲南省青少年訪問団を岩手県に招待し、本県中学生や高校生との交流や沿岸被災地等の視察を行うことにより、本県と雲南省との交流を促進すること等を目的とする。

3 実施期間及び人数

(1) 実施期間

令和5年7月11日（火）～7月18日（火）

(2) 人数

雲南省の中学生16名、雲南省引率者4名、岩手県引率者2名（7月13日（木）～15日（土）は4名予定）

4 業務内容（行程表及び経費項目は別紙のとおり）

(1) 国内移動の手配に関すること（公共交通機関利用）

月日（予定）	区間	特記事項	乗車人数
7月11日（火）	盛岡駅→訪問団到着空港	盛岡駅から東京駅間にははやぶさ利用。雲南省訪問団が利用する航空便に合わせて手配すること。	大人2名
7月11日（火）	訪問団到着空港→盛岡駅	東京駅から盛岡駅間にははやぶさ利用。	中学生16名 大人6名
7月17日（月・祝）	盛岡駅→東京駅	盛岡駅から東京駅間にははやぶさ利用。東京に午前中に到着する新幹線とすること。	同上
7月18日（火）	訪問団出発空港→盛岡駅	東京駅から盛岡駅間にははやぶさ利用。雲南省訪問団が利用する航空便に合わせて手配すること。	大人2名

(2) 国内移動用借上バスの手配に関すること

- ・ 中型バス以上、運転手を含む。

月日（予定）	区間	乗車人数
7月12日（水）	盛岡市内～雫石町内	中学生16名 大人6名
7月13日（木）	盛岡市内→一関市→矢巾町内→花巻市内	中学生16名 大人8名
7月14日（金）	花巻市→沿岸南部（陸前高田市、大船渡市、釜石市）	同上
7月15日（土）	沿岸南部→岩手県南→盛岡市	同上
7月16日（日）	盛岡市内 ※バス利用は半日想定	中学生16名 大人6名
7月17日（月・祝）	東京駅→東京都内視察→東京都内ホテル	同上
7月18日（火）	東京都内ホテル→訪問団出発空港	同上

(3) 宿泊場所の手配に関すること

- ・ 学校訪問や視察が円滑にできるよう、前後の行程や立地に配慮した宿泊場所を手配すること。
- ・ 客室は全て禁煙とすること。また、客室内又はホテル内に無料 Wi-Fi が設置されている施設とすること。

月日 (予定)	内容	部屋数
7月11日(火) 7月12日(水) 7月15日(土) 7月16日(日) 【盛岡市内】	以下のホテルから手配すること ・ ホテルメトロポリタン盛岡本館 ・ ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィング ・ アートホテル盛岡 ※1 上記ホテルの確保が困難な場合には、同等クラスのホテルとすること。 ※2 盛岡駅からホテルまで徒歩で10分以上要する場合には、ホテルまでの交通手段を確保すること。	ツイン 8室 シングル4室 (朝食付き)
7月13日(木) 【花巻温泉】	花巻温泉 ホテル千秋閣 ※ 同ホテルを確保できない場合は、同ホテルと同等以上とすること。	4名利用4室 1名利用8室 (朝食付き)
7月14日(金) 【釜石市内】	フォルクローロ釜石 ※ 同ホテルを確保できない場合は、同ホテルと同等以上とすること。	ツイン 8室 シングル8室 (朝食付き)
7月17日(月・祝) 【東京都内】	※ 浅草寺から車で30分圏内のホテルとすること。	ツイン 8室 シングル6室 (朝食付き)

(4) 食事の手配に関すること (一人当たりの食事代については別途指定)

- ・ 岩手県内での食事については、岩手ならではの食事や食文化を体験できるよう手配すること。

月日	内容 (場所)	人数
7月11日(火)	夕食 (盛岡都内) ※和食	22名
7月12日(水)	昼食 (盛岡市内) 夕食 (盛岡市内)	22名 22名
7月13日(木)	昼食 (一関市近郊)	24名
7月14日(金)	昼食 (陸前高田市又は大船渡市近郊) 夕食 (宿泊先)	24名 24名
7月15日(土)	昼食 (一関市又は平泉町又は奥州市) 夕食 (宿泊先)	24名 22名
7月16日(日)	昼食 (盛岡市内) 夕食 (盛岡市内)	22名 22名
7月17日(月・祝)	昼食 (東京都内) 夕食 (東京都内)	22名 22名
7月18日(火)	昼食 (出発空港近郊)	22名

(5) 県主催歓迎夕食会の開催に関すること

ア 日時 7月13日(木) 午後6時開催

イ 場所 花巻温泉内宿泊ホテル宴会場 (予定)

ウ 人数 35名

エ 手配事項

- ・ 夕食の手配 (飲料含む)
- ・ 宴会場における装飾及び歓迎看板の設置 (看板表示は別途指示)

- ・ その他夕食会の開催に必要なこと

(6) 視察先施設への入場、ガイド等の手配に関すること

月日	場所	人数
7月12日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 盛岡市内(石割桜、桜山神社、盛岡城跡公園、岩手銀行赤レンガ館) →バスガイドによる案内で可 ・ 小岩井農場(「小岩井農場めぐりバスツアー」手配) ・ 盛岡手づくり村 →バスガイドによる案内で可 	中学生16名、 大人6名
7月14日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災津波伝承館、奇跡の一本松 →伝承館の中国語解説員想定 ・ 三陸鉄道(盛～釜石駅乗車) 	中学生16名、 大人8名
7月15日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中尊寺 →観光ガイドを付けること 	同上
7月16日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ でんでんむし1日フリー乗車券手配 	中学生16名、 大人6名
7月17日(月・祝)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浅草、東京大学、皇居 →バスガイドによる案内で可 	同上
7月18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京スカイツリー 	同上

(7) 記念品の手配に関すること

- ・ 雲南省中学生・雲南省引率者への記念品の手配・購入(品目については、県と協議して決定すること。)

(8) 諸雑費の支出に関すること

- ア バス駐車料金
- イ 高速道路利用料金
- ウ 水(ペットボトル) 500ml

(9) 共通事項

交通機関の利用便、バスによる移動行程、宿泊施設、食事会場及び視察施設等については、県と協議の上決定するものとする。

(10) 報告書の作成

業務実施状況を取りまとめた報告書を作成し、令和5年8月31日(木)までに県に提出すること。

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対してあらかじめ文書で協議しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行に

つき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、この契約による事務の処理又は事業を遂行するための個人情報の取扱いについては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

ウ 受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受注者は、実施機関の指示に従うこと。